

基本構想改定(案) 主な修正点

【前回専門部会(R3.3.11~18)※書面開催 からの修正点】

第1章 はじめに

①「1-4 バリアフリー環境を取り巻くさいたま市の現状」のデータ更新(P1-12~19)

②「1-5 さいたま市におけるバリアフリーに関する取組」のデータ更新(P1-21)

【専門部会でのご意見】

- ・ 障害者数等について、令和元年または令和2年までとすべきでは。
- ・ バリアフリー化整備の実施状況について、令和元年度までとすべきでは。(最新版に更新)

- 障害者数等について、市統計書の最新版（令和2年度版）のデータを使用し更新。
- バリアフリー化整備の実施状況について、最新の事業進捗確認結果に基づき令和2年度末の実績データ（暫定版）にて更新。

第2章 全体構想

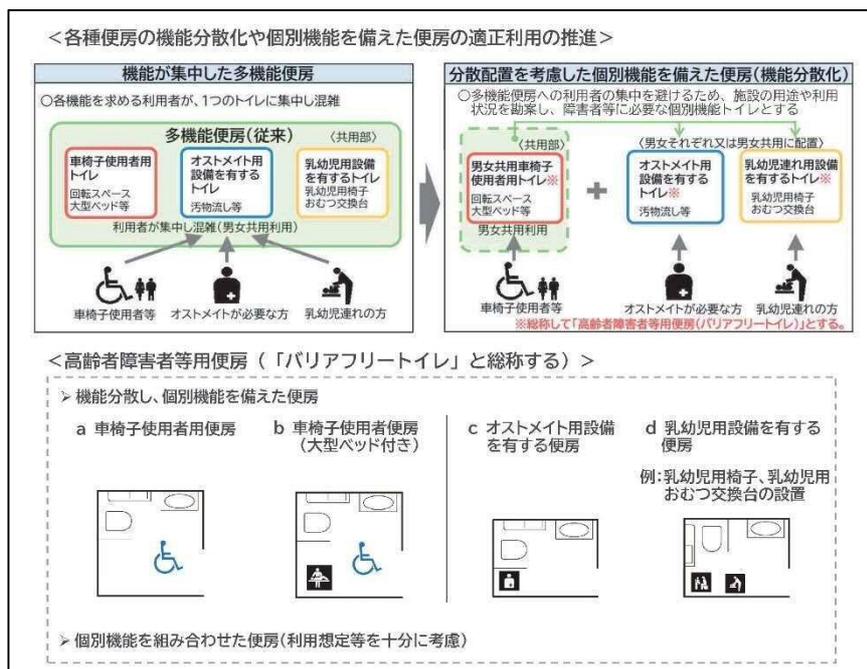
③「1-3 目標実現に向けたバリアフリー化の取組方針」(P2-7~18)

【専門部会でのご意見】

- ・ 「みんなのトイレ」という名称は、さいたま市が実施主体のトイレでまだ使われているか。機能分散により、「みんなのトイレ」を車椅子用トイレに改める動きもある。ほかでは「多機能トイレ」という言葉が使われているので、統一しても良いのでは。

【国のガイドライン（高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準）改正】

- ・ ガイドラインが令和3年3月に改正され、高齢者、障害者等が利用する個別機能を備えた便房等の適正利用を推進するため、各所便房を総称して「高齢者障害者等用便房（バリアフリートイレ）」が位置付けられた。
- ・ 整備の考え方は、「機能集中」→「個別機能分散」に変化。



▲出典：国土交通省「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和2年度）」

- 国のガイドラインでは、「多機能」等、利用対象とならない方も含め、誰でも使用できるような名称を避けることが示されているため、今後の整備にあたっての考え方を示す箇所においては、「バリアフリースイレ」とし、表現を修正。
- ただし、“機能集中”で整備された既存の「多機能トイレ」を指す場合は、実態が追いつかず混乱が生じる恐れがあるため、「多機能トイレ」を使用。

◆修正例

	現在	修正（案）
第1章 バリアフリー化 の取り組み方針	【多機能トイレの整備】 高齢者や障害者をはじめ、あらゆる人が使いやすい多機能トイレの設置を行います。	【バリアフリースイレの整備】 高齢者や障害者等のニーズに応える設備や機能を適切に配置したトイレの設置を行います。
第3章 重点整備地区の 基本構想	(事業内容) 多機能トイレへの利用が集中しないよう、一般トイレの設備機能を充実	(修正なし)

第3章 重点整備地区の基本構想

④「大宮」、「北浦和」、「浦和」3地区の交通安全特定事業の内容充実(P3-10、32、48)

重点整備地区6地区で、交通安全特定事業の位置付けに差がある。

- さいたま新都心・北与野地区、武蔵浦和地区、岩槻地区と同様に、「主要な交差点へのバリアフリー対応信号機・エスコートゾーン設置」、「適切な青時間を確保」を交通安全特定事業に位置づける

《大宮地区、北浦和地区、浦和地区》の交通安全特定事業

◆現在

事業箇所	事業内容	実施時期	実施主体	備考
主要経路	・違法駐車取締りを強化する。	継続	埼玉県公安委員会 ●●警察署	

◆修正（案）

事業箇所	事業内容	実施時期	実施主体	備考
主要経路	・違法駐車取締りを強化する。	継続	埼玉県公安委員会 ●●警察署	
補完経路	・主要交差点から優先的にバリアフリー対応信号機を設置する。	長期		
	・主要な交差点にエスコートゾーンを設置する。	長期		
	・適切な青時間を確保する。	継続		

⑤「各重点整備地区の特定事業」(P3-5以降)

各地区の特定事業について、令和2年度末時点の事業進捗状況を確認。

- 各地区の特定事業者と調整確認の上、事業内容を更新・追加。

※具体的な記述のあったご意見のみ抜粋して掲載しております。

令和2年度第2回専門部会「さいたま市バリアフリー基本構想」改定に係る意見等

所属・氏名（敬称略）	意見内容	対応
さいたま市老人クラブ 連合会 小藤伸一	<p>【基本構想への意見】</p> <p>バリアフリー基本構想に対しての理念をどう実践して、具体的な整備地区に整備していくのか、計画に対しての変更含めて柔軟に対応するのかが、コロナの影響下での大変さと考えます。バリアフリーの範囲の点で様々な立場からの要望があるのは当然として、目標に対しての時間軸とコスト面又協力パートナーとの着地点をどの様にソフトランディングさせるのか、資料を拝見しながら、困難さが感じられました。個々の点では尤もと思いますが、例えば駅の役割は多くの利用客に満足度の度合いを高める使命があり、その中でバリアフリーを望む方々の意向も叶えるとすると、通勤時間帯等では、難しい面を考えなくてはならない。物理的な案内板等の問題は可能だと思いますが、人的サポートまで踏み込むと混雑する時間を避ける配慮が利用者サイドにも必要だと考えます。又限られた財源の中での優先順位の付け方に苦慮するのではと、考えます。</p>	<p>今後の状況の変化を見ながら、必要に応じて取組内容等を柔軟に見直し、段階的にバリアフリー化を進めることも必要と考えております。</p> <p>また、利用者サイドの配慮の視点も、バリアフリーを進めていく上で必要なことと考えます。今後の機会を捉えて、ご意見の趣旨についても発信してまいりたいと考えております。</p>
公募委員 吉田江里	<p>【基本構想への意見】</p> <p>基本構想等に対して内容の整理、必要に応じた修正がなされていれば、良いと思います。</p>	<p>引き続き、基本構想改定に向けて検討を進めてまいります。</p>
東武鉄道株式会社 湊一成	<p>【基本構想への意見】</p> <p>資料1-3のページ「3-7」（3）特定事業①公共交通特定事業（鉄道）の表中、当社「東武大宮駅」事業内容1つ目「・改修時に可変式情報標示装置を移設する。」については、同駅の大規模改良時の実施となることから、実施時期を「短期」から「長期」へあらためさせていただきたい。</p>	<p>【P3-7】</p> <p>実施時期の設定を修正しました。</p>
さいたま市精神障害者当事者会ウィーズ事務局長 竹内政治	<p>【基本構想への意見】</p> <p>ユニバーサルタクシーを25%ではなく40%くらいにしてほしい。</p>	<p>ユニバーサルデザインタクシーに関する目標数値は、国が「移動等</p>

		円滑化の促進に関する基本方針」で示したものであり、記載内容の変更は出来ません。タクシー事業者において、引き続き導入に向けた取組を継続されるものと考えております。
日本工業大学 建築学部 建築学科 生活環境デザインコース 教授 野口祐子	<p>【基本構想への意見】 資料1-2について、以前申し上げた意見を盛り込んでいただき、ありがとうございます。確認しました。</p> <p>なお、3-10の一番下にあります「みんなのトイレ」という名称は、さいたま市が実施主体のトイレでまだ使われておりますでしょうか？ご承知のように、機能分散により「みんなのトイレ」を車椅子用トイレに改める動きもあります。ほかでは「多機能トイレ」という言葉が使われていますので、統一しても良いように思います。</p>	<p>【全般】 「みんなのトイレ」の呼称につきましては、さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例において現在も使用しております。しかしながら、ご指摘の状況もあるため本基本構想では「多機能トイレ」を基本としておりますので、統一した表現とするよう修正いたします。</p>
中央大学 研究開発機構 准教授 稲垣具志	<p>【基本構想への意見】 p.1-15 から p.1-17 に掲載の障害者数について、令和元年または令和2年までとすべきでは。</p>	<p>【P1-12～1-19】 市統計書の最新版(令和2年度版)のデータを使用し、最新版に更新しました。</p>
	<p>【基本構想への意見】 p.1-21 の図 1.13 は令和元年度までとすべきでは。</p>	<p>【P1-21】 最新の事業進捗管理に基づき、令和2年度の実績データ(暫定版)にて更新しました</p>
	<p>【基本構想への意見】 p.1-25 の図 1.17 の第2段落の文章の冒頭を次のように修正。「改定バリアフリー基本構想においては、・・・」</p>	<p>【P1-25】 記述を修正しました。</p>
	<p>【基本構想への意見】</p>	<p>【P3-3～3-4】</p>

	<p>p.3-3 から p.3-4 の「実施時期」に「実施中」と「継続」があり両者は同じ意味であるので「継続」に統一すべきでは</p>	<p>表現を「継続」に統一しました。</p>
	<p>【基本構想への意見】</p> <p>p.3-21 の⑱のその他にある「視覚障害者用誘導ブロック」の表記は要修正 (p.3-40 も)。備考欄の「補完経路」の意味が分かるような記述が必要では。</p>	<p>【P3-21、3-40、他全般】</p> <p>「視覚障害者誘導用ブロック」の表現に修正しました。また、混乱を招く「補完経路」の記述を削除しました。</p>